



1 日没が早くなりました

日没が早くなり、下校時には真っ暗になってしまうようになりました。普段通り慣れた道ですが、暗くなってしまうと普段とは全く違うものになってしまいます。また、この時期は、ランニングやウォーキング、犬の散歩など、通行人も多数います。交通事故を起こすことがないように、交通安全を重視して下校してください。

ただし、交通事故を起こさなければよいというだけのものではありません。道路を利用している全ての人たちが、安心して、快く通行することができるよう、一人一人が自分の行動に責任を持ち、周りの人への思いやりを持って行動することが一番大切なことです。交通マナーを遵守しましょう。

① 単車通学の生徒

単車はとても便利な乗物ですが、どれほど危険な乗り物であるかは、十分理解しているはずです。安全運転をするようにしてください。

単車の事故で特に多い事故が、前方不注意の事故です。暗くなってきた今だからこそ、細心の注意を払い、運転するようにしましょう。

中央高校生の事例（いずれも走行中）

- ・ ミラーを動かそうとしたら、歩道の縁石にぶつかりそうになった。
- ・ メーターを見ていたら、中央線を越えてしまい、対向車とぶつかりそうになった。
- ・ 海や夕日に見とれてしまい、海に突っ込みそうになった。



② 自転車通学の生徒

「自転車も車両」であることをよく忘れてしまいがちですが、改めて確認しておきましょう。自転車通学の生徒も、事故には十分注意が必要です。自転車は軽車両に分類され、歩行者との接触事故を起こした場合など、責任を負うことがあります。

また近年では、自転車の道路交通法違反に対しても、罰金または懲役が科されるなど、厳格に対応する事案が増えてきました。特に中高生が起こしやすい違反は並進、一時不停止、携帯電話使用、無灯火、イヤホン使用などです。「取り締まりがあるから安全運転をしなければならない。」というわけではありませんが、知っておくべきでしょう。

裏のページに、自転車の交通事故で、責任を負うことになった事例を挙げます。事例を知り、今一度自分の運転を見直しましょう。



③ 徒歩通学の生徒(バスの生徒)

徒歩での通学も,周りに十分に注意して登下校する必要があります。自分の命を守ることとはもちろん,自転車や単車,車で通行している人たちへの配慮も必要となります。自分の軽率な行動で,運転者に危険を感じさせたり,不快感を与えることがないように,交通マナーをしっかりと守りましょう。

2 自転車の交通事故事例

- 高校2年の男子が,登校時に下り坂を走行中,高齢者と接触し,高齢者が転倒して死亡。(損害賠償額 1,054万円)
- 高校1年の女子が,傘をさしながら走行中に自転車と出会い頭に衝突し,相手方の左大腿部を骨折させた。(損害賠償額 505万円)
- 高校1年の女子が,道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し,主婦が転倒,後日死亡。(損害賠償額 2,650万円)
- 女子高校生が夜間,携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に,看護師の女性と衝突。女性に障害が残った。(損害賠償額 5,000万円)

(自転車乗用時の携帯電話の使用は,道交法違反で5万円以下の罰金)

中央高校生も「ひやり」とした体験をしています。

- ・ 小さな子供にぶつかりそうになった。
- ・ 黒い服を着たおじさんに気付かず,ぶつかりそうになった。
- ・ 曲がり角を止まることなく左折したら,対向の自転車と接触した。
- ・ 部活動後に,携帯電話を使用しながら走行していたら,車にひかれそうになった。



交通事故で被害者や加害者にならないように,みんな(単車・自転車・徒歩通学生)で「かもしれない通行」を心掛けていきましょう。毎月20日は「交通安全の日」になっています。

3 今後の主な日程

- 1 1月1日(火) 地域が育む「かごしまの教育」県民週間(～7日まで)
- 2日(水) 創立記念日
- 4日(金) 2学年PTA
- 7日(月) **服装容儀指導, 全校朝礼**
- 14日(月) 期末考査時間割発表, 学年朝礼, **自動車学校入校説明会**
- 21日(月) 期末考査(～25日まで)
- 25日(金) 第2回避難訓練